

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成30年6月28日 |
| 【会社名】 | 株式会社あかつき本社 |
| 【英訳名】 | Akatsuki Corp. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 島根 秀明 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋小舟町8番1号 |
| 【電話番号】 | 03-6821-0606（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員社長室長 川中 雅浩 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋小舟町8番1号 |
| 【電話番号】 | 03-6821-0606（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員社長室長 川中 雅浩 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | 株主割当 0円 （注） 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額の総額は0円となります。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,296,675,100円 （注） 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成30年6月15日現在の当社の発行済株式総数を基準として算出した見込額です。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年6月15日に提出いたしました有価証券届出書について、平成30年6月28日付で第68期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）有価証券報告書及び臨時報告書を提出したことに伴い、当該有価証券届出書「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の一部に訂正すべき事項が生じました。これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、平成30年6月28日開催の当社第68回定時株主総会において、定款の一部変更が決議されたことにより、変更後の定款を添付書類として提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

1. 資本金の増減
2. 事業等のリスク
3. 臨時報告書の提出
4. 最近の業績の概要

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第三部【追完情報】

1．資本金の増減

（訂正前）

1．資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第67期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後（平成29年6月29日提出）、本有価証券届出書提出日（平成30年6月15日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

| 年月日 | 発行済株式総数増減数（株） | 発行済株式総数残高（株） | 資本金増減額（千円） | 資本金残高（千円） | 資本準備金増減額（千円） | 資本準備金残高（千円） |
|------------------------------|---------------|--------------|------------|-----------|--------------|-------------|
| 平成29年6月29日～ 平成30年6月15日(注) | 6,549,862 | 22,973,937 | 985,434 | 4,560,012 | 985,434 | 1,691,685 |

（注）1．新株予約権の行使による増加であります。

2．当社は、有価証券報告書（第67期）を平成29年6月29日に提出しておりますが、当該有価証券報告書において、発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成29年6月1日から当該有価証券報告書提出日（平成29年6月29日）までの間に生じた新株予約権による変動は含まれていないことから、上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成29年6月1日より発生した内容を記載しております。

3．上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成30年6月1日から本有価証券届出書提出日（平成30年6月15日）までの間に生じた新株予約権による変動は正確な数値が確認できないことから含まれておりません。

（訂正後）

<削除>

2．事業等のリスク

（訂正前）

2．事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第67期）及び四半期報告書（第68期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年6月15日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年6月15日）現在において変更の必要はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

（訂正後）

1．事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第68期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年6月28日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年6月28日）現在において変更の必要はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

3．臨時報告書の提出

(訂正前)

3. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第67期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年6月15日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成29年6月29日提出の臨時報告書)

<省略>

(平成29年8月29日提出の臨時報告書)

<省略>

(平成29年12月4日提出の臨時報告書)

<省略>

(訂正後)

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第68期)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年6月28日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成30年6月28日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

平成30年6月28日開催の当社第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の実任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の4,600万株から9,000万株に変更を行います。会社の機関の一つである会計監査人に関する事項を明確にするため、第35条(会計監査人の選任)、第36条(会計監査人の任期)及び第37条(会計監査人の報酬等)を新設いたします。

その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行います。

第3号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員でない取締役として、島根秀明、濱岡洋一郎、工藤英人、川中雅浩、ドミニク・ヘンダーソン及び小林祐介を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役として、小西克憲、安東恭一及び田名網一嘉を選任するものであります。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員でない取締役の報酬等の額を年額350百万円以内（うち社外取締役分200百万円以内）とするものであります。なお、監査等委員でない取締役の報酬等の額には、使用人分給与は含まないものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額200百万円以内とするものであります。

第7号議案 監査等委員でない取締役に対する業績連動型株式報酬等の額の算定方法及び内容決定の件

当社は、平成26年6月27日開催の第64回定時株主総会において当社及び当社子会社の取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただいた後、平成29年6月29日開催の第67回定時株主総会において本制度の一部変更についてご承認いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の当社の取締役に対する本制度に係る報酬枠について、監査等委員でない取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠として継続して設定をいたします。

当社の監査等委員でない取締役の金銭報酬の限度額とは別枠で、当社の監査等委員でない取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計の上限を60万ポイント（うち社外取締役分5万ポイント）といたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 92,879 | 2,008 | 0 | (注)1 | 可決 97.88 |
| 第2号議案 | 90,899 | 3,988 | 0 | (注)2 | 可決 95.80 |
| 第3号議案 | | | | (注)3 | |
| 島根 秀明 | 92,573 | 2,314 | 0 | | 可決 97.56 |
| 濱岡 洋一郎 | 92,359 | 2,528 | 0 | | 可決 97.34 |
| 工藤 英人 | 92,628 | 2,259 | 0 | | 可決 97.62 |
| 川中 雅浩 | 92,650 | 2,237 | 0 | | 可決 97.64 |
| ドミニク・ヘンダーソン | 92,476 | 2,411 | 0 | | 可決 97.46 |
| 小林 祐介 | 90,796 | 4,091 | 0 | | 可決 95.69 |
| 第4号議案 | | | | (注)3 | |
| 小西 克憲 | 92,362 | 2,525 | 0 | | 可決 97.34 |
| 安東 恭一 | 92,510 | 2,377 | 0 | | 可決 97.49 |
| 田名網 一嘉 | 92,430 | 2,457 | 0 | | 可決 97.41 |
| 第5号議案 | 91,993 | 2,894 | 0 | (注)1 | 可決 96.95 |
| 第6号議案 | 92,017 | 2,854 | 0 | (注)1 | 可決 96.99 |
| 第7号議案 | 89,956 | 4,931 | 0 | (注)1 | 可決 94.80 |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算していません。

4. 最近の業績の概要

(訂正前)

4. 最近の業績の概要

平成30年3月期に係る連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりです。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

< 以下略 >

(訂正後)

< 削除 >

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第67期) | 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 | 平成29年6月29日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第68期第3四半期) | 自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日 | 平成30年2月14日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第68期) | 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日 | 平成30年6月28日 関東財務局長に提出 |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

以 上

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月28日

株式会社あかつき本社

取締役会 御中

海南監査法人

| | | | |
|----------------|-------|-------|---|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 齋藤 勝 | 印 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 溝口 俊一 | 印 |

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あかつき本社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あかつき本社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象（1）に記載されているとおり、会社は平成30年5月10日開催の取締役会において、第10回無担保社債の発行を決議し、平成30年6月13日に払込が完了している。

重要な後発事象（2）に記載されているとおり、会社は平成30年6月15日開催の取締役会において、株主に対する非上場の新株予約権の無償割当を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社あかつき本社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社あかつき本社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月28日

株式会社あかつき本社

取締役会 御中

海南監査法人

| | | | |
|----------------|-------|-------|---|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 齋藤 勝 | 印 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 溝口 俊一 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あかつき本社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あかつき本社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象（1）に記載されているとおり、会社は平成30年5月10日開催の取締役会において、第10回無担保社債の発行を決議し、平成30年6月13日に払込が完了している。

重要な後発事象（2）に記載されているとおり、会社は平成30年6月15日開催の取締役会において、株主に対する非上場の新株予約権の無償割当を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。